

しまねふるさと食品認証申請要領

(目的)

第1条 この要領は、しまねふるさと食品認証要綱（以下「要綱」という。）第6条の資格を有する者が、要綱第5条の規定により申請をする場合に必要な事項を定めるものとする。

(申請書)

第2条 申請書の様式は、要綱第5条に規定するものとする。

2 申請書は、島根県しまねブランド推進課へ提出するものとする。

(添付書類)

第3条 申請書には次の書類等を添付するものとする。

- (1) 製造方法を明らかにした書類
- (2) 認証を受けようとする商品写真（食品表示の内容が分かるもの）
- (3) 主たる原材料の仕入れ先を明らかにした書類、産地証明
- (4) 品目ごとに別紙に掲げる書類
- (5) 認証を受けようとする商品のサンプル（但し、生鮮食品等日持ちのしない食品は別途通知した日までに添付することで足りる）
- (6) 栄養成分量及び熱量に関する表示の値を証する次のいずれかの書類（当該表示を行わない場合を除く。）
 - ア 分析により得られた値を表示する場合 栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）別表第2の第3欄に掲げる方法による分析結果を証する書類
 - イ 合理的な推定により得られた値を表示する場合 当該推定により得られた値の算出に用いたデータ、算出式等を記載した書類
- (7) 認証を受けようとする商品の食品表示等を、清酒であれば松江税務署、島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室に、清酒以外であれば最寄りの保健所、島根県環境生活部環境生活総務課消費とくらしの安全室、島根県商工労働部商工政策課にそれぞれ照会した旨の食品表示等照会報告書（様式第7号）

附 則

この要領は、平成13年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

・品目ごとの添付書類

[あご野焼]

- 1 検査機関により検査を受けた「でんぷん含有量を明らかにした分析成績書」

[杵つきもち]

- 1 製餅機が杵式であることを明らかにした写真

[清酒]

- 1 「島根県酒造組合」が発行する、製品の品質が優れている旨の推薦書（様式第2号）
- 2 もろみ製造過程（仕込配合、精米歩合、製成歩合を含む）を明らかにした書類
- 3 島根県清酒研究会の審査結果（市販清酒調査きき酒用紙）

[板わかめ・焙りわかめ]

- 1 申請者（加工包装業者）と製造業者で、製造所所在地、製造所名称、原材料（食品添加物を含む。）、製造方法について確認した書面（様式第3号）の写し
- 2 わかめの洗浄に水道水以外の水を使用する場合は、申請前1年以内に実施した水質検査の証明書の写し

[あごだし]

- 1 検査機関により検査を受けた「水分含量を明らかにした分析成績書」

[あごだし粉末]

- 1 検査機関により検査を受けた「水分含量を明らかにした分析成績書」